

「生活習慣病管理料について」

令和6年6月1日の診療報酬改定において、糖尿病、高血圧症、脂質異常症の患者様に算定していた『特定疾患管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ変更となりました。

この度の改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回だけ署名（サイン）を頂く必要がありますので、どうかご協力のほどよろしくお願いします。

患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、28日以上 of 長期の投薬を行う場合がございます。